

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 徳島県
農業委員会名： 北島町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

| 農家数(戸) | | 農業者数(人) | | 経営数(経営) | |
|--------|-----|-------------------|-----|-----------|----|
| 総農家数 | 220 | 農業就業者数 | 258 | 認定農業者 | 20 |
| 自給的農家数 | 113 | 女性 | 110 | 基本構想水準到達者 | 8 |
| 販売農家数 | 107 | 40代以下 | 13 | 認定新規就農者 | 2 |
| 主業農家数 | 24 | ※ 農林業センサスに基づいて記入。 | | 農業参入法人 | 1 |
| 準主業農家数 | 18 | | | 集落営農経営 | 0 |
| 副業的農家数 | 64 | | | 特定農業団体 | - |
| | | | | 集落営農組織 | - |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | 普通畑 | | | 計 |
|--------|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 154 | 50 | - | - | - | 204 |
| 経営耕地面積 | 72 | 26 | - | 4 | - | 103 |
| 遊休農地面積 | 0.4 | 0 | - | - | - | 0.4 |
| 農地台帳面積 | 164 | 30 | - | - | - | 194 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 7月 19日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 10 | 10 |
| 認定農業者 | - | 4 |
| 認定農業者に準ずる者 | - | 0 |
| 女性 | - | 1 |
| 40代以下 | - | 0 |
| 中立委員 | - | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 2 | 2 | 2 |

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|---|-----------|--------|
| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 204 ha | 43.7 ha | 21.42% |
| 課 題 | 農業従事者の高齢化や後継者不足、農地の減少に加え、分散化した農地の効率的な利用集積が課題となっている。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| | | | | |
|------|---|---------|-----------|-------|
| 目 標 | 集積面積 | 44.7 ha | (うち新規集積面積 | 1 ha) |
| | 目標設定の考え方:農業経営基盤強化基本構想で定める担い手への利用集積目標達成のため、毎年1haの集積を目標としている。 | | | |
| 活動計画 | 円滑な権利移動ができるよう、農地利用集積計画による利用権設定及び農地中間管理事業等の制度の周知を図る。 | | | |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|--|---------------------|---------------------|
| 新規参入の状況 | 30年度新規参入者数 | 令和元年度新規参入者数 | 令和2年度新規参入者数 |
| | 0 経営体 | 1 経営体 | 1 経営体 |
| | 30年度新規参入者が取得した農地面積 | 令和元年度新規参入者が取得した農地面積 | 令和2年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 0 ha | 0.6 ha | 0.2 ha |
| 課 題 | 町内にまとまった農地が少なく、新規参入が困難となっている。関係機関と連携し、新規参入を支援できる仕組みを作ることが必要。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|---|--------|--------|
| 参入目標数 | 1 経営体 | 参入目標面積 | 0.4 ha |
| 活動計画 | 関係機関と連携し、意欲のある若者等の新規就農を募り、将来的に担い手となる人材を支援する活動に取り組む。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|---|-----------|-------------|
| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 204.4 ha | 0.4 ha | 0.20% |
| 課 題 | 農地利用意向調査の円滑な実施と遊休農地所有者への実情に応じた指導と対策が必要。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| | | | | |
|---------|------------------------------|--|-------------|-------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 0.2 ha | | | |
| | 目標設定の考え方:遊休農地面積の5割程度の解消を目指す。 | | | |
| 活 動 計 画 | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | | 12人 | 8月～9月 | 9月～10月 |
| | 調査方法 | 管内全域を調査区域とし、各農業委員が担当地区を定めて調査。道路からの目視による巡回調査を実施し、遊休化している場合は、当該農地等の状況を詳しく確認し、地図等に記録する。その調査結果により、事務局職員が再度巡回調査を行い、利用意向調査につなげる。 | | |
| | 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | | 11月～12月 | 12月～1月 | |
| その他 | 農地中間管理事業の周知 | | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|-------------------|--|-----------|
| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 204 ha | 0 ha |
| 課 題 | 違反転用が発覚した場合、関係機関と連携し、迅速な対応と早期解消を図る必要がある。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

| | |
|------|---|
| 活動計画 | 8月～9月の利用状況調査(農地パトロール)時に合わせて未然防止、違反転用の把握に努める。発覚した場合は、迅速に是正指導を行い、早期解消・改善に向けて取り組む。 |
|------|---|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入